

4 市民・保護者・関係機関等・事業者の責務(第5条～第8条関係)

(1)虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告・安全の確認等の協力

(第5条第2項、第3項、第6条第2項、第7条第2項、第8条)

子ども総合センターの児童虐待通告件数は、令和6年度は3,061件で、前年度から106件増えています。

(2)保護者の子どもの養育に際しての人権の尊重、子どもの心身の成長及び発達の促進

(第6条第1項)

ア 子どもの権利の周知・啓発

「元気発進！子どもプラン(第3次計画)」に、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」でうたわれた子どもの権利等を擁護し、子どもの利益を最大限に尊重していくことを明記しており、子ども本人や保護者、子どもに関わる人たちなどに対し、令和6年度は下記のとおり周知・啓発を実施しました。

- ① 市ホームページに、子どもの権利条約に関するページを掲載
- ② 母子健康手帳(別冊の情報提供ハンドブック)に掲載
- ③ じいじ・ばあばに贈る孫育て本(北九州市祖父母手帳)に子どもの権利条約について掲載
- ④ 市内小学校の6年生向けに、「子どもの権利」、「こども基本法」及び「北九州市こどもまんなかスイッチ！」の啓発ノベルティ(下敷き)の配布

イ 子どもの権利に関する説明及び意見聴取の実施

一時保護や里親委託・施設入所を開始する際、子どもが有する権利やその権利が侵害された時の解決方法等が書かれた「わたしの権利ノート」を提示し、子どもの年齢に応じた丁寧な説明を実施しました。

ウ 児童養護施設の子どもの権利擁護

施設に入所中の子どもが意見を表明できるように、相談員(アドボケイト)が施設を定期的に訪問して、子どもたちの声を聴く取組を令和2年度から行っています。また、アドボケイトの認知度向上のため、施設職員などに対して会議等の場でアドボケイトの活動説明を行いました。

(3)関係機関等による措置解除後の子どもの支援及び見守り等(第7条第3項、第4項)

ア 一時保護解除後の関係機関等の見守り

一時保護の解除後は、状況に応じて、子ども総合センターや子ども・家庭相談コーナーをはじめ、要保護児童対策地域協議会等において見守りを継続しました。

イ 児童養護施設等入所児童への運転免許取得費助成など自立支援事業

児童養護施設等の退所を控えた児童等を対象に、普通自動車運転免許取得費や就職に有利な資格取得費を助成することにより、児童の自立を支援しました。また、大学等の入学金等の助成を行い、進学希望に応えました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
助成額	11,257 千円	13,385 千円	13,672 千円

ウ 社会的養護自立支援拠点事業(退所者に対する生活相談の実施等)

生活や就業上の問題を抱える児童養護施設等の退所者に対して、生活相談を実施し、生活面・就労面の支援を行いました。また、18歳到達後も、必要に応じて施設等での生活を継続できるようにしました(原則22歳の年度末まで)。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
助成額	22,254 千円	23,637 千円	16,000 千円

エ 児童家庭支援センター

児童養護施設に併設されている児童家庭支援センターにおいて、児童に関する家庭その他からの相談に対して必要な助言を行うとともに、保護を要する児童又はその保護者に対する指導等を行いました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延相談件数	2,611 件	3,061 件	2,856 件

(4)学校等による子どもの教育支援(第7条第5項)

ア 子どもの学習支援

経済的な理由や家庭環境などにより、学習の手助けが必要な子どもを支援するため、子育て・福祉・教育など関係部署が連携しながら学習支援の取組を進めました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ひまわり教室参加児童生徒数	3,130 人	2,983 人	2,545 人

イ 児童生徒・学生に対する就学の機会均等を図るための経済的支援

経済的理由によって就学困難な児童生徒や学生に対して、学用品費等の支給や修学資金の貸付を行いました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就学援助制度援助者数	11,591 人	11,304 人	10,871 人
奨学金制度貸与者数	296 人	275 人	255 人

(5)事業者における虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告(第8条)

ア いのちをつなぐネットワーク推進会議

住民が社会的に孤立することがなく、必要な支援につながるよう協力企業・団体により構築した、いのちをつなぐネットワークのリーフレットに、令和元年度から、「児童相談所虐待対応ダイヤル189」を記載しました。

イ 行政支援を必要とする住民に係る情報提供に関する協定

条例の施行を受け、高齢者・障害者・子ども等が行政支援を必要とする状況を発見、察知した場合に、本市等へ速やかに情報提供を行うとする協定を、令和元年度に、本市水道料金等徴収業務の受託事業者2社と締結しました。